

【記 入 要 領】(一般用)

この安全衛生管理計画及び実施結果報告書は、現時点の安全衛生管理体制や安全衛生管理活動の実態等を自主的に点検いただき、その結果に基づいて翌年(度)の安全衛生管理基本方針や安全衛生管理活動計画を樹立し、実行することによって貴事業場の安全衛生水準の向上、労働災害防止に役立てていただくことを目的としております。個人情報に係る内容を公表することはございません。作成の上、所轄の労働基準監督署へのご提出をお願いします。

この安全衛生管理計画及び実施結果報告書等は、工場、支店、店舗等事業場ごとに作成してください。

「労働者数」欄には、自社が雇用する労働者(派遣労働者、技能実習生(以下派遣労働者等という。))を含む。の人数を記入していただき、派遣労働者等の内訳については、「派遣労働者、技能実習生の就労状況」欄に記入してください。

【1 平成31年(度)の安全衛生方針等】

- (1) 「経営トップの安全衛生に関する基本方針」欄には、経営トップ自らの労働災害防止に関する意思表示や基本方針を簡潔に記入願います。
- (2) 「年間安全衛生目標・スローガン」欄には、例えば、休業災害ゼロ・不休災害 件以内、墜落災害・転倒災害の撲滅等具体的に労働災害防止の目標を設定してください。目標を定めない場合は、「新たな視点で見つめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災」等のスローガンを設定してください。
- (3) 「重点事項」欄には重点施策項目に対する取り組み内容を記入してください。なお、独自に安全衛生に関する計画を作成されている場合であって写しを添付される場合は、本欄への記載は「別添資料のとおり」としていただいで結構です。

【2 労働災害発生状況(各年1~12月)】

労働災害発生状況は、各年1月から12月までの自社が雇用する労働者(派遣労働者等を含む)に係る災害件数(人)を集計し、「内派遣労働者等」欄は各年の災害件数の内数で記入してください。なお、「構内下請」欄は構内における下請け事業場で発生した災害について記入してください。

【3 基本的な安全衛生管理体制の確立・整備】

- (1) 事業場の労働者数が50人以上の事業場は、「(1)安全衛生管理組織の整備等」欄及び「(2)安全衛生スタッフの選任」欄のみ記入ください。また、10人以上50人未満の事業場は、「(3)安全衛生推進者(衛生推進者)の選任」欄を記入してください。
- (2) 「総括安全衛生管理者」欄は、林業、鋳業、建設業、運送業及び清掃業では労働者数100人以上、製造業、電気業、水道業、ガス業、熱供給業、各種商品卸及び小売業、家具・建具・じゅう器等卸及び小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業では300人以上、及び 以外の業種では1000人以上の事業場が該当します。
- (3) 「安全管理者」欄は、上記(2)の 及び の事業場が該当します。
- (4) 「労働者数 人」とは、事業場ごとの労働者数です。派遣労働者等を受け入れている場合は、当該労働者数を加えた人数となります。
- (5) 総括安全衛生管理者等を選任した場合は、所轄労働基準監督署長に様式第3号『総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告』により報告する義務がありますのでご注意ください。
- (6) 安全衛生推進者(衛生推進者)の選任については、所轄労働基準監督署長への報告の義務はありませんが関係労働者への周知は必要です。

安全衛生管理体制のあらまし 厚生労働省

検索

【4 労働安全衛生マネジメントシステム及びリスクアセスメントの導入状況】

- (1) 『労働安全衛生マネジメントシステム』とは、安全衛生管理をより効果的に行うための仕組み

のことで、P D C Aサイクルを実行することによりレベルの高い改善が期待できます。(ISO45001 , JISQ45001 , JIS45100, JISHA 方式等)

労働安全衛生マネジメントシステム 厚生労働省

検索

- (2) 『リスクアセスメント』とは、職場に潜むリスク(危険)を見つけ出し、そのリスクにより起こることが予想される労働災害の重大さからリスクの大きさを見積もり、優先度の高い実施事項から順に対策を講じていく手法のことです。

リスクアセスメント 厚生労働省

検索

- (3) リスクアセスメント実施・定着状況欄は、項目に対する取り組みを行った年欄に 印を記入してください。毎年実施している場合は各年に 印を記入してください。

【5 自主的安全衛生活動】

4 S等の活動、K Y活動などの職場で実施している各種安全衛生活動について 印を記入してください。なお、記載のもの以外の安全衛生活動を行っている場合は、その他の()内に記入してください。

安全衛生活動の実施 厚生労働省

検索

【6 交通労働災害防止対策の推進】

- (1) 「交通労働災害防止の管理者の選任」欄は、業務で労働者に自動車、バイク等の運転を行なわせることがある事業場は記入してください。

厚生労働省は、事業場による交通労働災害防止対策の推進を図るため、「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成30年6月改正)を示しています。当該ガイドラインは、労働者に自動車等の運転を行なわせる事業者は、交通労働災害防止のための管理体制の整備(交通労働災害防止管理者を選任して交通労働災害防止対策の積極的な取組を行うこと)交通労働災害防止のための方針表明・目標の設定・計画の作成、交通労働災害防止教育の実施等を求めています。

- (2) 「平成31年(度)の交通労働災害防止に向けての主な取組予定」欄には、危険マップの作成、運転者認定制度の導入、運転適正検査の実施、交通K Yの実施等平成31年(度)に重点的に取り組む事項について簡潔にご記入ください。

交通労働災害を防止するために 厚生労働省

検索

【7 荷役作業時の労働災害防止に関する連携等】

陸上貨物運送事業における荷役作業での労働災害が、全国で毎年1万件以上発生しており、特に荷役作業での労働災害の3分の1は荷主等(荷主、配送先、元請等)の構内で発生し、そのうち8割は貨物自動車の運転者が被災している状況です。

厚生労働省は、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害防止を目的として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定して公表しています。当該ガイドラインは、陸運事業者及び荷主等が取り組むべき事項を具体的に示しています。

荷役作業時の労働災害を防止しましょう 厚生労働省

検索

【8 有害業務の管理状況】

「業務概要」欄には、〔 材料の吹き付け塗装業務、鋳物製品の研磨作業 〕等主な有害業務の概要についてご記入ください。

なお、「作業環境測定の実施」欄には平成30年(度)の実施の有無を、「管理区分」欄には、平成30年(度)の作業環境測定結果の評価で該当するもの(複数回答可)に○をつけてください。

また、「平成31年(度)の予定」欄には、平成31年(度)に計画している作業環境測定の実施予定月をご記入ください。

【9 化学物質対策の取組状況】

- (1) 平成28年6月1日から化学物質に係るリスクアセスメントは義務化され、厚生労働省では「化学物質等による危険性又は有害性の調査等の指針」を定めています。

また、『リスクアセスメント実施支援システム』(厚生労働省コントロール・バンディング)などや少量の化学物質を取り扱う事業者向け『簡易なリスクアセスメント実地支援ツール(CREAT-SIMPLE)』も準備していますのでご活用ください。

なお、リスクアセスメントに係る各種資料・教材もご利用できます。

職場の安全サイト 化学物質

検索

- (2) 『ラベルでアクション』とは、化学物質の容器にGHSマーク(絵表示)があったら、SDS(危険有害性情報)の確認と化学物質に係るリスクアセスメントの実施につなげる運動のことをいいます。

【10 受動喫煙防止対策の取組状況】

「望まない受動喫煙の防止」を図るため、健康増進法が改正されます。

『受動喫煙』とは室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。また、『全面禁煙』とは建物や車両内全体を禁煙とすること、『空間分煙』とは限られた喫煙箇所でのみ喫煙を認め、それ以外の場所を禁煙とすることをいいます。

職場で受動喫煙防止対策に取り組む中小企業が喫煙室・屋外喫煙所などの設置・改修を行う際には、『受動喫煙防止対策助成金』(平成30年度の場合、助成率2分の1・上限額100万円)の活用をご検討ください。まずは、三重労働局 健康安全課(059-226-2107)までお問い合わせ願います。

職場受動喫煙 厚生労働省

検索

【11 健康管理の実施状況】

- (1) 平成30年(度)の定期健康診断結果と平成31年(度)の定期健康診断実施予定についてご記入ください。

- (2) 「**結果報告書の提出**」欄には、一般健康診断を実施した規模50人以上の事業場は、様式第6号『定期健康診断結果報告書』により、また、有機溶剤業務従事者、特定化学物質の取扱い等に対する特殊健康診断を実施した事業場は、規模に関係なく法令で定められた様式により所轄労働基準監督署長に報告する必要がありますので、その報告の有無をご記入ください。

また、『じん肺健康管理実施状況報告』は、じん肺健康診断の実施の有無に関係なく、毎年12月末日の状況を翌年2月末日までに所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

なお、本計画の提出をもって各健康診断結果を『所轄労働基準監督署長に提出したこと』とはなりませんのでご留意願います。

- (3) 「**医師からの意見聴取**」欄には、医師からの意見聴取結果・健診個人票への記載状況をご記入ください。

- (4) 「**事後措置の実施状況**」欄には、平成30年(度)中の健康診断実施後、医師の意見を勘案して実施した個々の労働者に対する作業の転換、労働時間の短縮措置や作業環境改善措置などの実施状況についてご記入ください。

なお、『健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針』(平成29年5月)をご活用ください。

安全衛生関係リーフレット等一覧 厚生労働省

検索

【12 長時間労働(過重労働)に対する健康障害予防対策の状況】

- (1) 「**医師による面接指導の実施状況**」欄の「申出の要件」は、事業場の面接指導制度が労働者の申し出を要件としている場合には「有」を付けてください。なお、長時間労働者に対する医師による面接指導は、健康リスクを抱える労働者を見逃さないためにも、労働者の申し出に関係なく実施することが望ましいものです。

- (2) 労働安全衛生関係法令の改正により、平成31年4月1日から医師による面接指導の対象労働者が「月100時間超え」から「月80時間超え」となり、事業者から産業医に対する情報提供も「月80時間超えの長時間労働者の情報」となります。

なお、新たに「月80時間超えの長時間労働者」に対しても労働時間に関する情報提供が義務付けられました。

また、管理監督者やみなし労働時間制度の適用を受ける労働者も含めて労働時間を把握する

ことが義務付けられています。

- (3) 「長時間労働の把握状況」欄は、例えば事業場内に月 100 時間超えの長時間労働者と月 80 時間超から 100 時間以下の長時間労働者がいる場合、それぞれ「有」に をつけてください。
また、「面接指導の実績」欄、「産業医への長時間労働者に対する情報提供」欄及び「労働者への労働時間等情報の通知」欄も同様にそれぞれ複数回答願います。
なお、時間外・休日労働時間数は次により計算してください。
 $1 \text{ か月の時間外・休日労働時間数} = 1 \text{ か月の総労働時間数} - (\text{当該1か月間の総暦日数} / 7) \times 40$
- (4) 「事後措置の実施状況」欄は、長時間労働者に対する医師による面接指導の結果、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置状況をご記入ください。
- (5) 厚生労働省では「過労等防止に関する特設サイト」を設けているほか、『過労死等防止対策白書』、各種リーフレットを作成していますのでご活用ください。

過労死防止対策 厚生労働省

検索

【13 メンタルヘルス対策の取組状況等】

- (1) 労働者の受けるストレスは拡大する方向にあり、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者は6割を超えています。また、県内では平成 29 年は 305 人が自殺（厚生労働省人口動態統計）し、約 4 割が「被雇用・勤め人」で、原因は「健康問題」が最も多く、3 番目が「勤務問題」となっています。
また、精神障害等の発症に伴う労災請求件数も年々増加しており、事業場においてメンタルヘルス対策を講じることは健康経営の面からも不可欠な状況となっています。
特に規模 50 人未満の事業場では、メンタルヘルス対策の取組率が約 5 割にとどまっていることから、速やかな取り組みをお願いします。
なお、厚生労働省の『労働者の心の健康の保持増進のための指針』（平成 28 年 11 月）働く人のポータルサイト「こころの耳」で企業の取組事例などメンタルヘルス対策に役立つ情報を掲載しています。
- (2) 「メンタルヘルス対策の取組状況」欄はメンタルヘルス対策の取組内容を記入ください。
- (3) ストレスチェック制度の集団分析結果の職場環境の改善への活用については、『労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル』を参考としてください。

メンタルヘルス対策・過重労働対策 厚生労働省

検索

【14 治療と仕事の両立支援への取組状況】

- (1) 国内の労働者の 3 人に 1 人が何らかの疾病を抱えながら働いています。また、例えばがんの場合、3 分の 1 の労働者が離職しています。今後、少子高齢化により労働力不足が加速化される中、治療と仕事の両立支援を行うことにより、企業にとって疾病による従業員の離職を防ぐことで、貴重な人材資源の喪失を防ぐことが可能となると共に、従業員のモチベーション向上から、労働生産性の維持・向上にもつながっていきます。(2) 労働者の治療や通院のため、柔軟な勤務制度や休暇制度（両立支援制度）を導入する際には、『障害者雇用安定助成金』（障害や傷病治療と仕事の両立支援コース）（平成 30 年度の場合 20・30 万円）をご活用ください。

治療と仕事の両立支援 厚生労働省

検索

【15 三重産業保健総合支援センターによる支援】（利用は無料）

- (1) 『三重産業保健総合支援センター』は、メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援等に取り組もうとする事業場をサポートするための独立行政法人です。
- (2) 「三重産業保健総合支援センターの利用（無料）」欄で、利用を希望した事業場に対しては、当局から三重産業保健総合支援センターに『希望事業場名、所在地』等、必要な情報を提供し、同センターから直接、事業場にご案内申し上げますので、ご承知願います。

三重産業保健総合支援センター

検索